

韓国の社会的企業の現状に関する一考察

－社会的企業の概念に関する検討を中心に－

安兌燮*
ahn@meiji.ac.jp

<目次>

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. 社会的企業の概念の基礎 |
| 2. 社会的企業の概念のレビュー | 5. 韓国の社会的企業に関する一考察 |
| 3. 「社会」という意味に関する検討 | 6. むすびにかえて |

主題語: 社会的企業(Social Enterprise), 社会(Society), 社会性(Sociality), 営利性(Commerciality), 事業経営(Business Management), 社会的企業育成法(Social Enterprise Promotion Act)

1. はじめに

国際社会におけるCSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)への高い関心のなか、近年、社会的企業(Social Enterprise)への関心も高まってきている。それはさまざまな社会的課題の解決を目指し、「社会性」と「営利性」の両立を志向するものと捉えられているが、その概念は多義的であり、CSR概念と同じように必ずしも共有された概念規定には至っていないようである。例えば、social enterprise、social entrepreneur、social businessなどの概念の区別は明確ではないといえよう。

特にアメリカと欧州を中心として、社会的企業に関する研究と実践への取り組みが顕著に見受けられるが、近年はアジア圏においてもその動向へのキャッチアップがみられている。そのなかでも韓国では、東アジアで初めて「社会的企業育成法」が成立され、現在1124団体に至る社会的企業が活動している(2014年9月17日基準)¹⁾。

そこで、本稿ではまず、アメリカと欧州を中心に社会的企業の概念に関する文献をレビューする。その後、社会的企業の概念を考察するうえで欠かせないと考えられる「社会」

* 明治大学 経営学部 助教

1) 韓国社会的企業振興院HP(<http://www.socialenterprise.or.kr/kosea/company.do>)の参照。

という意味について検討する。そして、本稿で検討してみた「社会」の意味に基づいて社会的企業の概念の基礎を提示し、社会的企業の概念について整理してみる。そのうえで、提示した社会的企業の概念の基礎をもとにし、とりわけ、韓国の社会的企業育成政策を中心に検討しながら、韓国における社会的企業の現状について考察する。本稿の目的は韓国における社会的企業の現状を明らかにすることにあるが、その実状を調査するという事よりも、あくまでも韓国の社会的企業を理論的に考察することにある。

2. 社会的企業の概念のレビュー

社会的企業は、利益の追求ではなくさまざまな社会的課題の解決を目指すことを第一義的な目的とし、ビジネスの観点を取り入れて多様な社会サービスを提供する事業体(経営学史学会編, 2002:185)のことをいうが、一般的には社会問題の解決にビジネス手法を通じて取り組む組織の総称として普及しているという(塚本, 2011:25)。社会的企業概念に関する先行研究には、主にアメリカとEU諸国のルーツを辿る系譜という2つの流れがあるとされる²⁾。

アメリカにおいては、レーガン政権の登場以来の民営化政策による財政緊縮がNPO(非営利組織)の財政構造を変化させたことにともない、NPOは新たな資金調達先として、商業活動への関与を強めざるを得なくなったのがきっかけであるとされる。それはNPOの商業化(commercialization)を意味しており、その商業化のなかでは、本来のミッションとの関連性のない非関連事業(unrelated businesses)への関与の度合いを強め、非関連事業が関連事業への資金源を提供するなどといった一種のコスト依存関係も成立するようになったのである(Weisbrod ed., 1998:17・塚本, 2011:26)。NPOの商業化が拡大されることによって、非営利組織と営利組織の相違が見えにくくなるという意見もある。そして、1993年にハーバード大学のビジネススクールでソーシャル・エンタープライズ・イニシアティブ(social enterprise

2) アメリカの先行研究の場合、主としてソーシャル・アントレプレナー個人の社会的使命に焦点を合わせるアプローチが多いのに対して、欧州の先行研究では、主として社会的企業の組織構造と社会政策との関わりに焦点を合わせるアプローチが多い。そしてアジアにおいて、日本における社会的企業研究はアメリカの社会的企業研究の成果から多くの示唆を得ている(谷本編, 2006・塚本/山岸編, 2008)一方、韓国における社会的企業研究はキムボンフワ/キムジェホ(2010a)・オムヒョンシク(2008)のように、イギリスをはじめとする欧州の社会的企業研究の成果から多くの示唆を得ていると考えられる。つまり、日本と韓国における社会的企業研究は、現実面では各国それぞれの背景に規定されながらも、欧米における研究の影響の下にあるといえよう。

initiative)が立ち上げられることにより多くの大学や財団法人で社会的企業に関する教育が行われるようになった(橋本, 2009:132)。アメリカを代表する社会的企業研究としてよく取り上げられるDeesらの研究によれば、社会的企業の特徴は、①経営者・従業員・顧客の利益より社会的問題を改善すること、②フィランソロピー的要素と商業的要素を混合したハイブリッドである、という(Dees, Emersion and Economy, 2001:9-10)。塚本は、以上のDeesらの研究に基づき、社会的企業はNPOのより商業化・ハイブリッド化した形態であり、より企業家志向が強い組織である点で、NPOにとって組織モデルの一つの選択肢とみなされると主張する(塚本, 2011:28)。また、社会的企業の特徴は利潤追求ではなく、社会的インパクトを最大化³⁾することであるという見解もあり(Bornstein and Davis, 2010:30)、それが営利企業と決定的に違うところであるという。

一方、欧州における社会的企業は、1990年代初頭における協同組合運動と密接に関わった社会的協同組合(social cooperative)の法人形態が登場したことがその端緒とされる(橋本, 2009: 132)。欧州の社会的企業は、戦後に形成された福祉国家体制が後退しているなか、市民運動と協同組合運動が結合されたさまざまな市民事業組織が、各国の伝統・歴史による差異を反映しながら発展したものとして把握されるという(C. ボルザガ/J. ドゥフルニ編, 2004・経営学史学会編, 2002:186)。欧州における社会的企業概念の研究といえば、ヨーロッパ・リサーチ・ネットワーク(EMES)⁴⁾が欠かせないが、EMESはEU15カ国の社会的企業を調査し、各国における社会的企業概念を含意している。EMESは、社会的企業を四つの経済的側面(財・サービスの生産・供給の持続的活動、高度の自律性、経済的リスクの高さ、最少量の有償労働)と五つの社会的側面(コミュニティへの貢献という明確な目的、市民グループが設立する組織、資本所有に基づかない意思決定、活動によって影響を受ける人々による参加、利潤分配の制限)で説明する(C. ボルザガ/J. ドゥフルニ編, 2004:26-29)。つまり、社会的企業を社会性と営利性の両立を志向する事業体として、協同組合とNPOの交差空間に存在するものと位置付けているといえよう。

以上のように、アメリカでは社会的企業が基本的にNPOの商業化という文脈において論じられたのに対して、欧州では協同組合的な色彩の強い社会的経済の流れの中から登場したと論じられる(北島・藤井・清水, 2005: 63-64)⁵⁾。しかし、いずれにしても、社会性と営利

3) 社会的インパクトの対象とは、緊要なニーズが求められるにもかかわらず、政府と行政から軽視され、不適切な扱いを受けてきた課題のことを指す。

4) EMESにおける社会的企業研究の特徴は、その所有とマネジメントについて、マルチステイクホルダーによる所有、民主的参加、連帯等、ソーシャル・キャピタルが強調されるという。(経営学史学会, 2002:187)

性の両立の志向という社会的企業概念の基本的なスタンスは変わらないといえよう。

3. 「社会」という意味に関する検討

そこで、社会的企業概念について考察していくうえで欠かせないと考えられる「社会」の意味について検討してみたい。ここでは、主に竹沢(2010)による社会に関する概念を中心に考察してみる。竹沢によれば、社会という言葉には二つの意味があるという。第1に、私たちが孤立して生きているのではなく、家族や友人、職場や地域社会などの枠のなかで、共同の生を営んでいるという意味での社会である。この意味での社会は人間の誕生とともに存在したはずであるという。第2に、国家と広がりと同じくする枠組みとしての社会である。この意味での社会は、近代になってはじめて生まれたものであるという。社会はそれを構成するすべての部分が機能的に連関しあう等質的なシステムであるのではなく、むしろ、多様な諸個人と多様な構成原理をもつ諸集団が自分たちの生の環境をより良きものにすべくせめぎ合う場であり、そうした行為が行われる一つの競合的なプロセスであると考えるべきである(竹沢、2010:162)。もし社会が均質的なシステムであったとすれば、それはやがてその内側の活力を失うことになる。むしろ、多様性と複数性を有している点にこそ、社会のもつ可能性と自己変革の能力とを認めるべきなのである(竹沢、2010:198-199)。そして、社会が元来、理論的な考察の対象ではなく、人間集団による働きかけを可能にするために作り出された概念であったとすれば、社会をそのようなものとしてとらえ返すことこそ、今必要であろう。また、様々な社会問題の解決に向けた取り組みを間近でみていくことで、社会への積極的な関与を可能にする認識とはどのようなものか、また社会に対して積極的に向き合うためには、社会やコミュニティや公共圏などの社会的編成の概念をどのように変えていかなくてはならないのか、について考えられる(竹沢、2010: 202-204)。

以上のように、竹沢はプロセスという視点で「社会」を捉え直すことを提案しているといえよう。つまり、「社会」を静的なものとして、内部矛盾のない文化的・経済的に均質的なシステムと考えるのではなく、動的なものとして、内部に矛盾や軋轢を内包しつつも文化的・経済的多様性を容認するものとして捉えるべきとしている。そうすることによって、

5) アメリカでは、NPOは営利企業を含めた幅広い概念として用いられる一方、欧州では、サード・セクターに属する組織のみに限定する傾向があり、その具体的な対象としてNPOおよび協同組合が挙げられるという。

「排除型社会」から多様な人間を多様なまま包摂できないいわゆる「包摂型社会」が期待できるということであろう。

竹沢の社会に関する考察から考えられることは、従来の「社会」という概念は、「功利主義」、「リバタリアニズム」(自由至上主義)、「ニューリベラリズム」(社会自由主義)といった社会哲学に基づき、「社会はバラバラの個人から構成される」という前提に立っていたといえないだろうか⁶⁾。つまり、バラバラの個人からなる社会のなかで、「自由」と「平等」を巡っての、あるいは自由や平等を裏付ける「権利」を巡っての論争が行われていたといえよう。一方、そうではなく、「人がすべて誕生以来、歴史を通じて、家族、部族、国家という様々な共同体のメンバーであること」、「それらが各自のアイデンティティに一定の枠を与えること」などを主張する「コミュニタリアニズム」(共同体主義)という社会哲学は、「人と人との関係」を重視しているということから、竹沢のいう包摂型社会が実現できる手がかりを提示してくれるかもしれない(高,2013:56-84)。コミュニタリアニズムという社会哲学は、「社会は何らかの意味や価値を共有する人々の関係からなる」という前提に立っているからである⁷⁾。コミュニタリアニズムでは、基本的に自己がコミュニティから切り離すことができないとする。それは企業に関しても同様で、コミュニティと切り離せないために、社会が抱える諸問題の解決に企業が積極的に関わることを善とすることは当然なことである

6) 「功利主義」、「リバタリアニズム」、「ニューリベラリズム」という3つの社会哲学は、基本的に先行する哲学を正すために登場してきた。功利主義の限界はリバタリアニズムが、リバタリアニズムの限界はニューリベラリズムが解決しようとした。解決したかどうかは別として、3つの社会哲学はそれぞれの主張が異なっており、対立してきたのである。とりわけ、リバタリアニズムとニューリベラリズムの対立の顕著である。しかしながら、これらの哲学は互いに対立しながらも、根本的な部分において、立場を同じくしていた。それは、社会を構成する最小単位を「個々人」(バラバラな個人)に求め、そこから論を組み立てていたのである。その方法論的前提にこそ問題があるとして、新たに台頭してくるのが「コミュニタリアン」の思想であった。

7) 一般的にコミュニタリアンに共通する主張として、①個人を歴史・伝統・コミュニティから切り離せないものとして捉えること、②コミュニティの美德に価値を置くことが挙げられる。コミュニタリアニズムの代表的な論者として、マイケル・サンデル(Michael J. Sandel)、アミタイ・エツィオーニ(Amitai Etzioni)等が挙げられるが、彼らはとりわけ、リバタリアニズム及びリベラリズムを善なき正義として批判する。つまり、両者の議論は手続きの正当性のみを主張し、美德や善については議論を避けていると指摘するのである(田中, 2012:63-69)。以上のようなコミュニタリアニズムの特徴は、竹沢(2010)においても確認することができるといえよう。竹沢によれば、「社会とは、すでに固定されたものとして存在するわけではなく、人びとの意思と行為によって変えることのできる、ある種の厚みをもった空間として考えられる。それをより良きものとしていくには、社会として何を実現していくかの最低限度の善の定義が共有されていることが必要であろう。もちろんその善は、時代とともに移り変わるであろうし、社会を構成する成員の討議を通じてたえず修正されるべきものである。そして、その成員が共通の善の定義に参加し、共同でその善の実現に向かっていく」と意識するとき、はじめてかれらのあいだに横のつながりが、社会的連帯が実現されるのではないか」という(竹沢, 2010:156)。

といえよう。つまり、コミュニタリアニズムの社会哲学に基づいて考えてみれば、企業の事業活動における美德や善といった価値についての議論、またはその実践を含めて企業の社会的責任とすることになるのであろう⁸⁾。

以上、限られた範囲における「社会」の意味に関する検討ではあるが、このような社会の意味に基づき、社会的企業の概念の基礎を提示し、社会的企業の概念のあり方について検討する。

4. 社会的企業の概念の基礎

アメリカと欧州における議論の影響のもとで展開されてきている日本の社会的企業概念に関する研究⁹⁾では、サード・セクターに属する組織のみを社会的企業の対象に限定することは社会的企業の多様な可能性を構想することを妨げるという見解がある(谷本編, 2006: 44)¹⁰⁾一方で、社会的排除という社会問題の解決を志向するサード・セクターの組織に焦点を合わせることが社会的企業としての優位性をもつという見解もある(原田・藤井・松井, 2010:145)¹¹⁾。以上の二つの議論は「社会的」という概念を限定的に捉えるかいないかということで対比されているが、いずれも社会的活動に焦点を合わせているという共通点があるといえよう。谷本の議論では、どうやら従来のCSR論で論じられてきたことを社会的企業という概念で包括しようとしており、「社会性」に関わる事柄を全般的に扱うことから、企業全般を広く研究対象にしている(橋本, 2011:10)と考えられる¹²⁾。一方、原田らの議論で

8) 高(2013)によれば、コミュニタリアニズムが企業に求める要請事項として、(1)「人々が満足できる生活を送れるよう、事業活動を通じてコミュニティの状況を改善すること」、(2)「法令の遵守のみならず、企業倫理を積極的に実践すること」、(3)「コミュニティに対する社会貢献活動などを推進すること」を挙げている(高, 2013:133-135)。

9) 塚本(2011)によれば、その多くは理論的視点を欠いた戦略論であり、NPO論の系譜に位置付けられているという。

10) 谷本は、従来のCSR概念のような受身的なレベルにとどまらずに、社会的課題の解決に向けて積極的な取り組みが求められているとし、それこそ、新しい企業市民であるという。

11) 藤井は、社会的企業をCSRと連続線上で捉えるのは、社会的企業の目的である「社会的排除」というイシューそのものを曖昧化するという。

12) 谷本の議論は、ポーター(Porter, M. E.)のCSV(Creating Shared Value)に代表される「経営戦略としてのCSR」(Porter and Kramer, 2011)と基本的なスタンスが変わらないといえよう。それは、アダム・スミスの「見えざる手」をより広義に解釈した概念といわれるように、社会の富の増大と社会的調和の達成、私利の追求と公共的利益の達成を、市場メカニズムを通して同時に実現するビジネスモデルのフレームワークとして提起されたものである。つまり、ポーターのいう社会的価値というのは

は、企業経営は営利を目的とするものであるゆえに「公共経営」とは異なる、すなわち、公共経営は非営利経営であるとしており、非営利を公共経営の条件とする理由は、営利は私益の追求であり私益追求は公益に反するという信念に基づいている(小笠原, 2008:11)と考えられる。以上のような問題が社会的企業概念の根底にあるからこそ、その概念規定が困難であり、概念よりも、むしろ「組織の機能を表現するコンセプト」(塚本, 2011:25)として使われているかもしれない。

そこで、小笠原(2010:27-34)に基づき、社会的企業概念に関する主な問題点を二点指摘したい。第一に、社会的企業概念には暗黙のうちに社会性と営利性が二項対立的に並立されている点である。つまり、「社会性と営利性を二項対立的に並立させたうえでのバランス論に立脚する限り、営利性による社会性の疎外を避けることはできない」ということである。第二に、「公益=非営利」という固定観念が存在している点である。しかし、公共経営の本質的要件を公益志向に求めるとしても、非営利であることを公共経営の絶対条件とすることは現実的ではないといえよう。

以上を踏まえ、社会的企業の概念の基礎に関する一つの提言として、山本安次郎の「経営体三要素」¹³⁾論に基づく「事業の社会性」を示したい。山本(1964)は、「事業、企業、経営」の諸要素を全て包括した統一的存在として「経営体」を捉えている(図1 参照)。

経営戦略的視点から選択されたものであり、経済的価値の創造に意味のある社会的価値であるといえよう。

- 13) 「事業」とは、「一定の製品またはサービスを市場に継続的反覆的に提供する」ことであり、後述の「企業」にとっては投資対象であり、「経営」にとっては行為の対象であることを示しており、企業も経営もその事業を基盤としている。「企業」とは、「投資のための資本結合の組織」であり、「資本所有に基づく事業の意思主体」であることを示す。つまり、「日常の用語法と異なり、より抽象的な概念」であり、「端的に資本結合のシステム」のことを指す。そして「経営」とは「何よりも先ず何等かの事業を経営する作用・能力」のことであり、「経営すること」自体を示す。すなわち、「経営」は「事業の経営作用(事業経営)」を意味し、基本的には行為概念であるが、同時に経営作用の人格的主体たる経営者の経営能力を含意している」ということである。このなかでも「事業」は「経営体の社会的使命」として位置づけられる(小笠原, 2004, 2010・山本, 1964・山本/加藤編, 1982)。

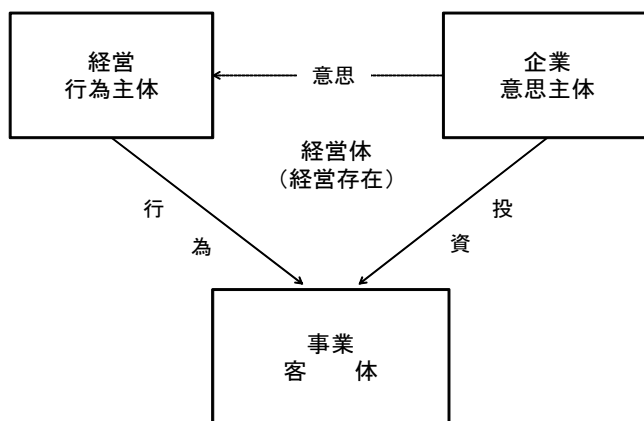


図1 「事業、企業、経営」の統一的存在としての経営体
(出所)庭本(2006)、417頁、山本・加藤編(1997)、252頁

このような経営体概念に基づけば、「企業経営」とは、営利主義的合理主義を主導原理とした資本結合体である「企業」が他をすべて手段とする経営のあり方であるのに対し、「事業経営」とは、社会的、歴史的、世界的文脈に結びついた社会ないし人間生活のニーズに応答することから成り立つ「事業」を「経営」することに徹底し、そのことを通し「企業」の存在意識を示し、企業にとっての成果を獲得する経営のあり方である(谷口、2009: 51-52)。つまり、経営体における〈事業〉要素は、経営体の存在意義にほかならず、「事業経営」を通じて社会に応答することこそ、経営体の存在証明となるので、〈事業〉要素の指導原理は〈公共性〉である(小笠原、2010:24)といえよう。この「事業経営」を通じて社会に応答することこそ、社会的企業に関する本質的な理解を深めることに役立つと考えられる。

この段階で実践的な有用性があるかどうかはともかくとして、提示される理論そのものが有用である以上、社会的企業概念の基礎を示す上で評価したい。小笠原(2010)によれば、「私企業であれ何であれ、社会的存在たるものは須らく社会的原理を内在するものであるほかなく、公共性が経営体の存在原理として本質的かつ基盤的であることは、人間が社会性を自己原理として存在せざるを得ないこととまったく同様」であると指摘している。

以上、社会的企業概念のレビューと「社会」という意味に関する検討に基づき、社会的企業概念の基礎について考察してみたが、現段階における社会的企業概念は、理論的に十分な吟味を経た概念とはいえないといえよう。本稿を通じて筆者が考える社会的企業概念というのは、山本安次郎の「経営体三要素」に基づいて前述したように、社会ないし

人間生活のニーズに応答することから成り立つ「事業」を「経営」することに徹底し、そのことを通じて「企業」の存在意識を示し、その企業にとっての成果である利益を獲得していく「経営体」にほかならないといえよう。

5. 韓国の社会的企業に関する一考察

限られた範囲における社会的企業の概念に関する検討ではあったが、ここでは以上のような理論研究に基づき、韓国における社会的企業の現状について考察する。韓国の社会的企業を語ることににおいては、やはり東アジアで初めて制度化された「社会的企業育成法」のことが欠かせないといえよう¹⁴⁾。1997年の金融危機以来、非正規雇用や所得格差といった労働環境におけるさまざまな問題の解決のために、政府による社会的就労事業が開始されると同時に、社会的サービスを行う事業主体が多く生まれた¹⁵⁾。このような動きに応じて、政府は2005年から議論を重ね、2006年に社会的企業育成法を成立し、2007年から施行してきている¹⁶⁾(表1参照)。

14) 一方、日本では、2010年の内閣府の「新しい公共」円卓会議で提案された「社会事業法人案」をきっかけに、緊急経済対策の一環として、地域社会における事業と雇用を加速的に創造することを目的とした「地域社会雇用創造事業」が実施されたが、その制度化・政策化はあまり進んでいない状況にあるという(加藤, 2013: 4)。日本ではNPO活動における経済的な強化を図るために社会事業法人が検討されているのに対し、韓国では格差社会、社会的排除に対する克服の方途として社会的企業が認識されているが、市民活動と経済活動の両立を目指しているという意味では共通点をもっているという(根本, 2012: 43)。そして、日本で社会的企業が論じられる場合、「コミュニティ・ビジネス」、「企業市民」なども同じように使われるので、混同しやすいところがあるという(間瀬, 2008:124)。

15) 新自由主義は労働市場の柔軟化、小さな政府、規制緩和、民営化などをもたらした一方で、社会的両極化という状況をもたらしたが、それが社会的企業の登場の主要因であったともいわれる。韓国における社会的企業の登場には、経済成長と福祉成長をともに成し遂げるといった目標があるといえよう。その根底には、リバタリアニズム(自由至上主義)の反対の社会哲学として台頭したジョン・ロールズの『正義論』(1971)やケインズ経済学といったニューリベラリズム(社会自由主義)の思想があるといえよう。

16) 社会的企業育成法の対象となる組織形態は、「民法」上の法人、組合、「商法」上の会社、特別法によって設立された法人または非営利組織であり、社会的企業育成法で定められている要件を満たし行政官庁の認証を受けなければ、社会的企業という名称が使えないようになっている。したがって、社会的企業の概念的な重要性よりも、支援制度の一種として捉えられている傾向が強いといえよう。

表1 社会的企業育成政策の経緯

年度	内 容
1998	アジア金融危機以降、公共勤労民間委託の制度化によって、公共勤労事業の発掘を民間団体に委託する形態で社会的就労支援が始まる。
2000	国民基礎生活保障法の施行によって、基礎生活保障受給者に職場が提供され、自律を誘導しようとする自活支援事業が開始される。
2003	労働部主導の社会的就労事業の制度化によって、社会的に有用な職場概念が公式化される。
2005	「社会的企業の設立および育成に関する法律案」が国会に提出される。
2006	「社会的企業育成法案」が国会環境労働委員会を通過される。
2007	「社会的企業育成法」が発効され、関係部署および専門家で構成される「社会的企業育成委員会」が設置される。
2008	雇用労働部が100大政課題の中の一つとして社会的企業育成を選定する。政府は社会的企業育成委員会の審議を経て、社会的企業育成基本計画を発表する。

(出所)加藤(2013)、8-11頁から修正、雇用労働部HP(<http://www.moel.go.kr/>)を参考にして作成。

以上のように、韓国の社会的企業育成法は、基本的に脆弱階層の所得形成を支援する雇用創出政策について、社会投資的な性格を持つべきであるというコンセンサスが形成された結果であり(李, 2010:29)、その背景として、間接的には市民社会が形成されてきた歴史、直接的には民主化と金融危機が挙げられるという見解もある(山田, 2014: 49)。また、法律が制度化されていく段階においては、主に欧州のサード・セクターと政府間の協力モデルを参考にしたが¹⁷⁾、現在の政策で用いられる社会的企業概念は欧米の社会的企業を一義的にモデルとしているという(キム / キム, 2010b・李, 2010・加藤, 2013)。

同法の目的は、「社会的企業を支援・育成し、社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し、新しい就労を創出することにより社会統合と国民生活の質の向上に寄与することである」(第一条)。社会的企業の定義として、「脆弱階層に社会サービス又は就労を提供することによって地域社会に貢献し、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動を遂行する企業」(第二条)であるとする。そこでの「脆弱階層」とは、身に必要な社会サービスを市場価格で購入することが困難な階層や労働市場における通常の就業が困難な階層のことを指しており、そこでの

17) 特に、サード・セクターを活用した安定的な職場の創出や良質の社会的サービスを提供するモデルとしての社会的企業の導入に関する具体的検討が行われたのである。

社会サービスとは、「教育、保健、社会福祉、環境及び文化の分野のサービス」(第二条)を指す。同法は、社会的企業の基準を定め、その基準を満たす企業に対する支援を行うことを基本的な骨格としており、社会的企業の認証を獲得した企業には社会的企業育成法の条項に基づいて人件費支援、税制支援、施設資金貸出、社会保険料支援等が行われる。

特に大企業をはじめとした既存企業の参入、地方自治団体による社会的企業育成関連条例の制定等の積極的な取り組みの成果が具体的数の増加という形で表れているのである(加藤, 2013: 11)。また、政府は社会的企業が生み出す製品・サービスを公共機関が率先して購入するよう導いており(優先購買制度)、2010年には社会的企業の認証をはじめとする業務を一元的に担う「社会的企業振興院」が設立されている。

以上のように、韓国の社会的企業育成政策は、主に貧困問題と失業問題を解消するための社会政策であり、特に社会的排除者を包摂しようとするところが特徴であるといえよう。一方、当然ながら同政策にはいくつかの問題点もあり、その改善策が求められている。その主な問題点として次のような二点が挙げられる。

第一に、市民団体が立案した法案が十分に条文化には至っていない点である。つまり、最も現場レベルで活躍をしている市民団体の意見が十分に反映されないまま法制化されているということである¹⁸⁾。第二に、曖昧な社会的企業の認定制度¹⁹⁾である。社会的企業育

18) 市民団体による独自の法案の内容は明らかにされていないようであるが、2005年8月に当時の野党であるハンナラ党内で「社会的企業支援法」の立法推進準備が進む中、同月に市民団体による「社会的就労および社会的企業関連市民団体の集い」が作られ、市民団体の独自の法案が着手されていた。しかし、市民団体が立案した法案は十分に法令に反映されることなく、同年12月に野党の「社会的企業の設立および育成に関する法律案」が国会に提出されたという。(山田, 2014:45・加藤, 2013:11)。

19) 社会的企業育成法における第8条の「社会的企業の認証要件及び認証手続き」では、『民法』上の法人、組合、『商法』上の会社・合資組合、特別法によって設立された法人又は非営利民間団体など、大統領令で定める組織形態を充たしていること、「当該組織の主たる目的が脆弱階層に就労又は社会サービスを提供して、地域住民の生活の質を高めるなど、社会的目的を実現することにあること。その際の具体的な判断基準は大統領令で定める」、「営業活動を通じて得る収益が大統領令で定める基準以上であること」、「その他の運営基準に関し、大統領令で定める事項を整備すること」、「社会的企業の認証方法及び手続きに関して必要な事項は雇用労働部令で定め、社会的企業の認証の審査基準は雇用労働部長官が告示する」等の内容が示されている。つまり、大統領令という意味とそれに基づいて雇用労働部長官が社会的企業を認定するという点から、結局、国の意向に沿った事業が採択される可能性が高いということがいえよう。さらに、市民団体による独自の立案が法案に十分に反映されていないという点から、曖昧な認定制度と言わざるを得ないといえよう。実際、既存の市民団体(NPO)にとっては、その認証要件が厳しいと受け止められる傾向があるという。それゆえ、韓国の社会的企業育成法における社会的企業というのは、概念的な重要性よりも支援制度の一種として狭義に認識される傾向があると考えられる。そして、本稿の第6章における今後の研究課題として示しているように、筆者は2012年10月~11月にかけて現地でインタビュー調査(対象：韓国社会的企業振興院、全三社の社会的企業)を実施した。それを材料とした今後の事例研究において、韓国における曖昧な社会的企業の認定制度に関する実例が少しでも説明できればいいと思う。

成法における社会的企業の認証要件をみてみれば、結局、雇用労働部長官が社会的企業を認証することになっているため、国の意向に沿った事業が採択されがちになると同時に、脆弱階層への社会サービス提供者というイメージの固定化を招く恐れがあるということである(加藤, 2013:18)。

このような問題点を、前述の理論研究に基づいて捉えてみれば、次のようなインプリケーションを見出すことができるのではないかと考えられる。つまり、韓国の社会的企業における社会的価値というのは国の政策的視点から選択されたものであり、経済的価値の創造に意味のある社会的価値であるにすぎないということである。というのは、社会的企業育成法における「社会的企業の認証要件」(第8条)をみると、「当該組織の主たる目的は社会的目的を実現することにあるが、その際の具体的な判断基準は大統領令で定めること」、「営業活動を通じて得る収益が大統領令で定める基準以上であること」などの要件が含まれている。したがって、経済的価値を生まない社会的目的はそもそもその選択対象とならないため、社会的価値の創造には限界があるといえよう。それは「社会性と営利性を二項対立的に並立させたうえでのバランス論に立脚」している状況であると言わざるを得ない。

企業の本質に関する常識論は、営利性を企業の本質と見なす経済学的企業像である。利潤追求、利潤の極大化こそが企業の存在理由であるという考え方が人々の企業観として染みついていることは否定できない。しかし、株式会社企業が利潤獲得を「活動目標」とすることは合理的であるが、そのことと、利潤追求を企業の「目的」と規定することとは全く別の論理であるといえよう。利潤目的論は経済学モデルにおける企業概念を基礎とする一元的企業目的論にすぎないが、極大利潤目的論に至っては、非現実的な仮説と言わざるを得ない。これに対して、経営学における企業は事業経営体としての企業にほかならない。第4章で述べたように、山本安次郎の「経営体三要素」に基づいて説明すれば、「事業」なくして資本も組織も意味を為さない。その点で、資本(利潤)や組織(存続)を目的とする通説は誤りであり、原理的には、「事業」こそ、企業の目的要因であり存在理由なのである。したがって、企業が利潤追求を目標とする経済的主体であるとはいえ、経済的価値基準のみを受容して行動するのではなく、より広範かつ多様な価値基準に立って事業経営を行い、より広範かつ多様な利害関係者に対する責任を負う存在であると考えられる。

6. むすびにかえて

以上、限られた範囲における社会的企業の概念に関する検討ではあるが、社会的企業の概念の基礎に関する考察を試みた。また、その理論研究に基づいて、韓国における社会的企業の実態をある程度把握することができたといえよう。韓国では、いろいろ苦慮しながらも、社会的企業に対する認識が高まってきており、その制度およびシステムが定着の段階に入っているといえよう。しかしながら、韓国における社会的企業の経営が経営の常識として定着するまでは、まだある程度時間がかかると思われる。何よりも社会の各層の社会的企業に対する認識の遅れやその関心の低さなどがその理由として挙げられる。このような実情の中で、今後、韓国における社会的企業とその政策がどのような方向に進んでいくのかについて検証していきたい。

社会的企業という組織形態は、企業経営の論理をそのままNPO経営へ適用することであるともいえよう。それは現実的にはそれほど容易ではないが、その原因の根本は、企業経営の実態が山本(1964)に基づく「事業経営」の本然から遊離したまま、自己を公共経営とは別種の存在と誤認していることに求められるのであろう(小笠原, 2008:12)。

最後に、本稿は韓国の社会的企業に関する実証研究の前段階として位置づけられる。筆者は、2012年10月31日から11月1日にかけて、韓国ソウルを訪問し、韓国社会的企業振興院と社会的企業の三社〔ともに働く世上(株)、社会福祉法人ドンチョン、リドリック(障害者権益問題研究所)〕に対するインタビュー調査を行った。今後はこの調査結果を用いて実証研究を進めていくつもりであるが、その前に、もっとも本稿は複数の未検討事項を内包しているため、まずはそれについての更なる考察を研究課題としたい。

【参考文献】

〔韓国語文献〕

- キムボンフ / キムジェホ(2010a)『世界社会的企業の現況と戦略』韓国学術情報
 キムボンフ / キムジェホ(2010b)『韓国の社会的企業母型開発と運営戦略』韓国学術情報
 オムヒョンシク(2008)『韓国の社会的経済と社会的企業—ヨーロッパの経験との比較と示唆点—』失業克服国民財団ともに働く社会政策研究院

〔日本語文献〕

- 小笠原英司(2004)『経営哲学研究序説—経営学的経営哲学の構想—』文眞堂
 _____(2008)『経営学の方法と現代経営学の諸問題』経営学史学会年報第15輯『現代経営学の新潮流—方法、CSR・HRM・NPO—』文眞堂

- _____ (2010)「事業経営の公共性—その原理的接近—」『経営論集』第57巻第1・2号、明治大学経営学研究所
- 加藤知愛(2013)「社会的企業による雇用創造に関する研究—韓国の社会的企業育成政策を事例に—」『国際広報メディア・観光学ジャーナル』(16)、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院、pp.3-22
- 北島健一・藤井敦史・清水洋行(2005)「解説」『社会的企業とは何か—イギリスにおけるサード・セクター組織の新潮流—』生協総研レポート(48)、生協総合研究所
- 経営学史学会編(2002)『経営学史事典』第2版、文眞堂
- 高 巖(2013)『ビジネスエシックス[企業倫理]』日本経済新聞出版社
- 竹沢尚一郎(2010)『社会とは何か』中央公論新社
- 田中敬幸(2012)「コミュニタリアニズムの『企業の社会的責任』論—フリードマンとの比較から—」『駒澤大学紀要』(95)、駒澤大学出版委員会、pp.57-76
- 谷口照三(2009)「『責任経営の学』としての経営学への視座—経営学の組織倫理学的転回—」『環太平洋圏経営研究』第10号、桃山学院大学
- 谷本寛治編(2006)『ソーシャル・エンタープライズ—社会的企業の台頭—』中央経済社
- 塚本一郎・山岸秀雄編著(2008)『ソーシャル・エンタープライズ：社会貢献をビジネスにする』丸善
- 塚本一郎(2011)「社会的企業：非営利セクターの新モデル」『計画行政』34(3)、日本計画行政学会、pp.25-30
- 根本真嗣(2012)「社会的企業の日韓比較—歴史的、法制度的、有機的連帯の観点から—」『Venture review』(20)、日本ベンチャー学会、pp.41-45
- 橋本 理(2009)「社会的企業論の現状と課題」『市政研究』(162)、大阪市政調査会、pp.130-159
- _____ (2011)「福祉における経営学の応用可能性とその矛盾—社会的企業論をてがかりに—」『人間福祉学研究』4(1)、関西学院大学人間福祉学部研究会、pp.7-19
- 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子(2010)『NPO再構築への道—パートナーシップを支える仕組み—』勁草書房
- 間瀬啓允編(2008)『公益学を学ぶ人のために』世界思想社
- 山田紀浩(2014)「韓国における社会的企業育成法の成立とその背景—成立背景の韓国的要因の検討—」『東日本国際大学紀要』19(1)、東日本国際大学経済情報学部、pp.35-53
- 山本安次郎(1964)『経営学要論』ミネルヴァ書房
- 山本安次郎・加藤勝康編(1982)『経営学原論』文眞堂
- 李恩愛(2010)「韓国における社会的企業の現況と課題」『貧困研究』(4)、明石書店、pp.29-36

[英語文献]

- Borzaga, C. and Defourny, J. (Ed.) (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge(C. ボルザガ / J. ドゥフルニ編 内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳(2004)『社会的企業(ソーシャルエンタープライズ)—雇用・福祉のEUサードセクター』日本経済評論社。)
- Bornstein, D. and Davis, S. (2010) *Social entrepreneurship: what everyone needs to know*, Oxford University Press
- Dees, J.G, Emerson, J. and Economy, P. (2001) *Enterprising nonprofits: a toolkit for social entrepreneurs*, New York: Wiley
- Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2011) Creating Social Value, *Harvard Business Review*, 89 (1/2)(ポーター＝クラマー(2011)「共通価値の戦略」『ハーバード・ビジネス・レビュー』6月号、ダイヤモンド社。)
- Weisbrod, B. A. (Ed.) (1998) *To profit or not to profit: the commercial transformation of the nonprofit sector*: Cambridge University Press

[ホームページ]

韓国社会的企業振興院(<http://www.socialenterprise.or.kr/index.do>)、2014年12月17日アクセス

雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>), 2014年12月18日アクセス

논문투고일	: 2014년 12월 10일
심사개시일	: 2014년 12월 20일
1차 수정일	: 2115년 01월 08일
2차 수정일	: 2015년 01월 14일
게재확정일	: 2015년 01월 19일

 <要旨>

韓国の社会的企業の現状に関する一考察

-社会的企業の概念に関する検討を中心に-

本稿は、社会的企業の概念に関する検討を中心にし、韓国における社会的企業の現状について一考察するものである。社会的企業は、多様な社会的課題の解決を主な目的とし、「社会性」と「営利性」の両立を志向する組織体として定義されることが多い。そこでまず、アメリカとヨーロッパを中心として行われてきた社会的企業の概念に関する先行研究を検討し、なぜ社会的企業の概念を規定することがなかなか困難であるのか、ということについて考察した。その後、山本安次郎(1964)の「経営体3要素論」に基づき、社会的企業の概念の基礎に関する理論を提示した。それは、「企業」の投資対象であり「経営」の行為対象である「事業」に重点を置く、いわゆる「事業経営」を通じて社会のニーズにตอบสนองしていくということである。

以上のような理論研究に基づき、韓国の社会的企業の現状を考察したが、本稿では主に韓国の「社会的企業育成政策」に焦点を合わせている。韓国の社会的企業育成法は、主に貧困問題と失業問題を解消するための社会政策の一環であり、とりわけ、社会的疎外階層を包摂しようとするものである。しかし、そこにはいくつかの問題点もある。例えば、①NPOから提示された内容が条文に含まれていないこと、②今の社会的企業の認証制度は結局、政府の政策と関連性が高い事業のみをその対象にする可能性が高いこと、などが挙げられる。つまり、韓国の社会的企業育成法に基づく社会的企業の概念には、経済的価値を生まない社会的目的はそもそもその選択対象とならないという意味が含まれていると考えられるので、社会的価値の創造には限界があるといえよう。

A Discussion on the Present State of Social Enterprises in South Korea

-Focusing on an Examination of the Concepts of Social Enterprise-

This study discusses the present status of social enterprises in South Korea, particularly with respect to the concepts that define a social enterprise. Social enterprises are often defined as organizations that are founded with the primary purpose of solving diverse social issues and that are oriented toward Sociality and Commerciality. First, the essay examines the American and European research literature on the concept of social enterprise and discusses the reasons that it is challenging to establish a precise definition of social enterprise. Then, it presents arguments about the basic concepts used to define a social enterprise based on Yamamoto's (1964) theory that management is comprised of three elements. The claim is that social enterprises focus on Businesses, in which Enterprises invest and on behalf of which Management operates and responds to social needs through so-called Business Management.

Based on the above theoretical research, the essay focuses primarily on South Korea's Social Enterprise Promotion Act. The Social Enterprise Promotion Act is part of South Korea's strategy to solve the problems related to poverty and unemployment with the aim of increasing the social inclusion of the poorest segments into mainstream society. However, there are problems with the Act; for example, (1) it has no provisions for incorporating content presented by NPOs and (2) under the present social enterprise certification system, only businesses that are closely related to the government's strategy have a good chance of being certified. The concept of social enterprise that is upheld by South Korea's Social Enterprise Promotion Act is defined such that social objectives that do not generate economic value are not viable candidates for selection, which arguably limits the scope of the criteria of social value.